

平成 25 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 大黒天物産株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大賀 昭司  
(コード: 2791)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 川田智博  
電 話 086-435-1100

## 当社取締役に対するストック・オプション報酬額および内容に関するお知らせ

当社は、平成25年7月23日開催の取締役会において、当社取締役に対するストック・オプションとしての報酬額および内容に関する議案を、平成25年8月20日開催予定の当社第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに当社の企業価値を向上させることを目的として、当社取締役に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行するものです。

#### 2. 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

当社取締役の報酬額は、平成15年8月28日開催の第17回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額3千万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

##### (1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類及び数

###### ① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は150個とする。

###### ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合には、次の

算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。払込みを要しないことは、有利発行に該当しない。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会で定める期間とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

③ その他権利行使の条件（上記①に関する詳細も含む。）は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

以上